

学会ニュース

(No. 54 / 2018. 12)

事務所 〒162-0808 東京都新宿区天神町 78 TEL&FAX 03-3267-0200
学会公式サイト <http://www.keiei-gakkai.jp/> E-Mail jaba@keiei-gakkai.jp

お知らせ 学会事務所の移転..... 1	日本経営学会第 93 回大会コール・フォー・
学会ニュースのメール配信..... 1	ペーパー等の案内..... 8
日本経営学会第 92 回大会..... 1	事務連絡事項..... 9
会員総会における報告事項..... 1	日本経営学会倫理綱領..... 10
会員総会における審議事項..... 2	日本経営学会倫理違反事案取扱規定..... 12
その他の報告事項..... 5	
機関誌編集委員会からのお知らせ..... 7	

《お知らせ》

* 学会事務所の移転について

日本経営学会事務所は 2018 年 10 月 1 日より、新事務所に移転しました（上記住所等、参照）。長らく学会事務所を提供していただきました一橋大学に心よりお礼申し上げます。なお、新事務所への移転に伴い、平日のビジネスアワー（9:00～17:00）には電話対応が可能になりました。また、メール、ファックスでの問い合わせも可能です。ご活用ください。

* 学会ニュースのメール配信について

本号より学会ニュースはメール配信となりました。つきましては、お手数ですが、メールアドレスを変更される場合には、学会事務所にご連絡いただけますようお願い致します。また、学会メーリングリストのメールアドレスが受信拒否ではじかれないように設定していただけますようお願い申し上げます。詳しくは、本学会ニュース 5 頁をご参照ください。

日本経営学会第 92 回大会総会における報告・審議事項

日本経営学会第 92 回大会は平成 30 年 9 月 5 日(水)から 8 日(土)にかけて、新潟国際情報大学で開催されました。この大会の会員総会（9 月 6 日）における報告・審議事項は次の通りです。

[1] 会員総会における報告事項

1. 会員の異動について

前大会から今大会まで会員異動は、新入会員 60 名、復活会員 5 名、退会会員 103 名（逝去 6 名、一身上の都合 48 名、自然退会 44 名、入会取消 3 名、シニア未納退会 2 名）となりました。その結果、本会の会員数は 1,825 名（北海道部会 75 名、東北部会 98 名、関東部会 819 名、中部部会 173 名、関西部会 529 名、九州部会 119 名、国外 12 名）となりました。

2. 平成 29 年度日本経営学会賞について

平成 29 年度日本経営学会賞は、「論文部門」において、加藤崇徳会員の「技術多角化と技術の時間軸」が受賞されました。（本ニュース、7 頁、参照）

3. 第 93 回大会の統一論題について

今大会における理事会でプログラム委員会の提案が検討された結果、第 93 回大会の統一論題を「"働き方改革"に経営学はどう応えるか～日本人の働き方の過去・現在・未来を考える～」とし、3 つのサブテーマを設けることが決定されました。なお、サブテーマは 2018 年 11 月 28 日付の理事会メール審議（2018 年 12 月 10 日承認）において、サブテーマ 1.

「正規・非正規の格差問題に経営学はどう応えるか」、サブテーマ 2. 「ワーク・ライフ・バランスに経営学はどう応えるか」、サブテーマ 3. 「AI 時代の働き方改革・人材育成に経営学はどう応えるか」に決定しました。

4. 第 93 回大会開催校あいさつ

第 93 回大会開催校である関西大学の廣瀬幹好会員より挨拶があり、開催場所、日程等が紹介され、了承されました。第 93 回大会は 2019 年 9 月 3 日（火）から 6 日（金）まで関西大学千里山キャンパスで開催されます。

5. 国際交流について（国際委員会報告）

2018 年 6 月 8 日～10 日に The 14th World Congress of International Federation of Scholarly Associations of Management (IFSAM)2018 が、中国・上海市 China Financial Information Center で開催されました。IFSAM Committee of China と上海外国語大学の主催により、“Business Management: Region Country Culture”の大会テーマのもとで開催された今回の大会は、2014 年の東京大会から 4 年ぶりのアジア開催となりました。

大会プログラムは、キーノートスピーチ（2セッション）とパラレル・フォーラム（4セッション）、アカデミック・サブフォーラム（12トラック）における 189 の研究発表（うち英語セッションと中国語セッションが約半数ずつ）で構成されました。中国を中心に世界各国から約 250 名が参加し、日本経営学会会員による研究発表も複数のセッションでありました。次回の IFSAM 世界大会は、2020 年にブラジルで ANPAD の主催により開催される予定です。

また、2018 年 6 月 6 日～8 日に IFSAM の Council Meeting が上海外国語大学で開催されました。今回は各国・各地域より 13 の学会・学会連合（19 名）という、近年では比較的多い学会・学会連合が参加しました。これは EURAM（欧州）による新たな参加と、4 つの学会・学会連合（Academia de Ciencias Administrativas・メキシコ、Asian Organization Development Network・アジア、International Federation of East Asian Management Association・東アジア、National Institute of Economy and Management・ラオス）による新たなオブザーバー参加によるものです（ACACIA・メキシコは復活会員となります）。

最後に、2018 年 6 月 23 日～24 日に米国・ミネアポリスにて The Association of Japanese Business Studies (AJBS) の 2018 年大会が開催されました。AJBS 大会は、Academy of International Business(AIB)年次大会のプログラムとして開催されています（AIB 年次大会は 2018 年 6 月 25 日～28 日に開催）。AJBS 年次大会では 56 名（25 のペーパーセッション）が参加しました。また、同大会では、映川孝会員の司会による日本経営学会とのジョイント・ワークショップ（3 ペーパーセッション）も開催されました。ワークショップの冒頭には、日本経営学会を代表して百田義治理事長からのメッセージも披露されました。AJBS および AIB の年次大会では上記ワークショップを含む複数のセッションにおいて、日本経営学会会員による研究発表がおこなわれました。なお、2019 年の AJBS および AIB は、デンマークで開催される予定です。

[2] 会員総会における審議事項

1. 平成 29 年度決算について

平成 29 年度決算の理事会案が承認されました。（10 ページ 表 1）

2. 平成 30 年度予算について

平成 30 年度予算の理事会案が承認されました。（11 ページ 表 2）

3. 学会事務所の移転について

平成 30 年 10 月 1 日付で学会事務所を一橋大学から小宮山印刷工業株式会社に移転するという理事会案が承認されました。

4. 常任理事および幹事の増員について

日本経営学会規則第 11 条のうち、常任理事は 10 名、幹事は 18 名以内に改正するという理事会案が承認されました。常任理事の 2 名増員枠は、「学会賞担当常任理事」および「広報担当常任理事」の新設に充てるという理事会案も承認されました。

あわせて、「国際関係担当」から「国際担当」への文言修正を含めて、日本経営学会規則内規 4 を改正するという理事会案が承認されました。

5. 法人会員制度の導入について

法人会員制度の導入とそれに関する日本経営学会規則第4条の改正、第5条の追加、および関連する日本経営学会規則および内規の改正は、2年度にわたる理事会・会員総会での審議および部会等を通じた会員からの意見聴取を経て、本年9月6日の会員総会において理事会案が審議承認されました。

本学会「規則」「内規」の関連条項の改正は以下の通りです（修正・新設箇所にアンダーラインを付してあります）。

第4条 本会は経営学、商学を研究する個人ならびに本会の趣旨に賛同する法人をもって組織する。

第5条 本会は次の会員から構成される。会員に関する規程は内規に定める。

1) 個人会員

2) 法人会員

内規1

1) 入会の資格；個人会員は、大学あるいはその他の研究機関で、大学卒業後、経営学（会計学、商学、経営情報学などを含む）を2年以上研究し、研究業績を有する研究者であること。法人会員については別項にて既定する。

6) 入会を望む法人会員の資格審査は、常任理事会、理事会での審議・了承を要する。

内規13

1) 法人会員については次の通りに定める。法人会員は、①本会の趣旨に賛同・賛助する法人であり、②個人会員の研究教育活動に関わる法人とする。③法人会員は、選挙権、被選挙権を有しない。

2) 法人会員の会費は1口50,000円（1口以上）とし、大会参加費は参加人数分を支払うものとする。

上記の法人会員制度の導入により、今後、全国大会・部会・その他本学会が主催・共催する各種事業への参加、本学会に関する各種情報の提供などは、会員資格を有する法人企業に限られることになりました（従前のような任意参加等は不可）。そのため、法人会員として入会するに相応しい法人企業がありましたら、ご推薦、ご紹介ください。なお、内規13、1)②に「個人会員の研究教育活動に関わる法人」と規定され、出版社等が想定されています。

法人会員の入会申込書は、本学会ホームページに掲載します。

（理事長 百田義治、総務担当常任理事 田淵泰男）

6. 個人会員制度の改訂（シニア会員制度の改編）について

近年、シニア会員に異動することなく退会する会員の増加傾向が顕著となり、その対策が緊要な課題となる一方、シニア会員に係る収支の赤字化傾向が強まり、学会財政への圧迫が懸念されるに至り、それらの緊要な課題を同時に解決する施策が要請されています。

そこで、常任理事会・理事会での審議を踏まえ、シニア会員制度を発展的に改編し、当該会員の本学会における長年の貢献を讃えるとともに、引き続き本学会に会員としてご貢献いただくことを要望する、新たな個人会員制度の導入が会員総会に諮られました。その概要は以下の通りです。本件は、日本経営学会規則第5条・第10条および内規12の改正を伴うため、慣例に則り、理事会・会員総会において2年間にわたり審議されます。

新たな個人会員制度（案）

- ・資格要件：65歳以上、かつ大学その他の機関に常勤として所属していないこと。
- ・本人の申請に基づき、理事会の承認を得ることを要する。
- ・本学会の会員年数、役員実績に応じて、下表の3つの会員資格のいずれかを得ることができる。
- ・会費に関連する事項以外は、従来と同じ権利・義務を保持する。

会員名（仮称）	会員歴	役員歴	会費（選択制）	終身会費（選択制）
特別名誉会員	30年以上	内規	10,000円または4,000円	あり
名誉会員	20年以上	不要	10,000円または4,000円	あり
特別会員	10年以上	不要	10,000円または4,000円	なし

① 会費の選択制について

・通常の会費10,000円の外、4,000円会費制が選択できる（現行のシニア会員は5,000円、かつ通常会費と終身会費の選択制なし）。

・4,000円会費を選択した場合、機関誌の印刷物頒布はなく、J-Stageをご利用いただく。ただし、その掲載の都度、個別に通知を行う。

・特別名誉会員が4,000円会費を選択した場合、「年報」（経営学論集）に限り印刷物を頒布する。

② 終身会費の選択制について

4,000円会費制の選択者は、さらに10年分の会費を一括前納することによって、以後の会費納入が免除される「終身会費」制度を選択できる。

③ 会費未納による会員資格の喪失は、猶予期間を2年間とする（現行のシニア会員は1年間）。

○顧問について

上記の新会員制度の導入に伴い、従来の「名誉会員」（理事長経験者）は、「顧問」とする。

- ・顧問に就任する者は、特別名誉会員の資格を有し、理事長の役職を経験した者とする。
- ・顧問は、理事会の要請に応じて意見を述べるができる。
- ・顧問は、会費を免除する。

（理事長 百田義治、総務担当常任理事 田淵泰男）

7. 日本経営学会倫理綱領の改訂および日本経営学会倫理違反事案取扱規程の制定について

日本経営学会倫理綱領の改訂および日本経営学会倫理違反事案取扱規程の制定についての理事会案が承認されました（12～14ページ参照）。

今回の日本経営学会倫理綱領の改正のポイントは次の2点です。

第1に、研究活動にかかわる行動規範の例示として「ねつ造」、「改ざん」、「剽窃」の禁止に加えて、「二重投稿」ならびに「不適切なオーサーシップ」の禁止が加えられました（Ⅲ-1-6）。「二重投稿」は、「他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること」を、「不適切なオーサーシップ」は、「論文著者を適切に公表しないことを指します。これらも、不正行為として認識されるようになってきています。たとえば、「二重投稿」については、「科学への信頼を致命的に傷つける『捏造、改ざん及び盗用』とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る」ことが問題とされています（「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文科省、2014年））。

第2に、倫理綱領に反する疑いのある行為の事案が発生した場合の手続きが「日本経営学会倫理違反事案取扱規程」により明示されることが定められました（Ⅳ-3）。

日本経営学会倫理綱領取扱規程は、事案が生じた場合、理事長の指揮のもとに、倫理委員会が慎重に調査に当たり、調査結果に基づき、理事会が通報者、被通報者双方の人権にも配慮しつつ、事案の処理を行うことを定めています。

（倫理委員会委員長 加藤志津子）

8. 日本経営学会賞規定の改正について

「日本経営学会賞規定」の改正についての理事会案が承認されました。本学会賞は、2004年創設以来、本学会の発展に貢献してまいりましたが、14年間にわたるさまざまな議論や課題を踏まえ、2年間の審議の結果、制度・規定が大きく改訂されました。本学会賞がますます当学会の発展を担う牽引役となることが期待されています。

主要な改訂事項は以下のとおりです。

○学会賞が4種類になりました（従前は2種類）

- ・日本経営学会賞（著書部門）、日本経営学会賞（論文部門）。

これらの賞は年齢制限等を設けず、全会員を対象とします（従前は45歳以下の会員に限定）。

- ・日本経営学会賞（研究奨励賞 著書部門）、日本経営学会賞（研究奨励賞 論文部門）。

これらの新設された賞は、刊行時45歳以下の会員を対象とします。

○著書部門の推薦要件が変更されました

- ・自薦・他薦が3名以上の場合に選考対象となります（従前は推薦者数の規定なし）。
- ・推薦期間は、刊行年の翌年1月1日から3月15日です（従前は4月30日まで）。
- ・自薦は、当該著書3冊を提出する必要があります（新設）。

○審査体制が拡充されました

学会賞担当常任理事（新設）が学会賞審査委員長に就くとともに、著書部門及び論文部門それぞれ東西各5名、合計20名の審査委員をもって、全21名体制の審査委員会となりました（従前は全11名）。

新しい規定および推薦書は、本学会ホームページに掲載しますので、ご参照の上、奮ってご応募くださいますようお願い申し上げます。

（総務担当常任理事・前学会賞審査委員長 田淵泰男）

9. 第94回大会の開催校当番校について

第94回大会は、慶應義塾大学において開催するという理事会案が承認されました。プログラム委員会委員として、次の各氏が選出されました。当番校の委員は追って選出されます。(◎印:委員長)

東日本・大会担当常任理事：◎勝部伸夫

東日本・プログラム委員会委員：榊原研互、菊澤研宗、田中一弘

10. 『経営学論集』冊子版の取り扱いについて

2年間にわたる審議を踏まえて、『経営学論集』冊子版は、第90集からは『日本経営学会誌』の各年1号として合体化(「経営学論集特集号」として継続)、『日本経営学会誌』のクォーターリー化を進めるという理事会案が承認されました。

11. 『経営学論集』WEB版の廃止について

2年間にわたる審議の結果、『経営学論集』WEB版は、第93回大会(関西大学)より廃止するという理事会案が承認されました。

12. 本学会メーリングリストの本格運用と郵送配布の取り扱い等について

2017年8月31日の会員総会において、日本経営学会全国版メーリングリスト(JABA-ML)の構築と運用が承認され、その後、会員諸氏には積極的なご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。2018年9月6日の会員総会では、全国ML登録率が81.6%に達したことを報告の上、今後、ML未登録会員について、以下のように取り扱うことになりました。

- ・ML未登録者に対して、最終督促通知を郵送する。
- ・ML未登録者への郵便送付を原則停止する。
- ・郵便送付の例外的な扱いは、会費請求書・振替票の送付(カード決済、銀行口座自動振替などの開始まで)、およびML登録ができない事由を告知した会員への発送に限るものとする。
- ・新入会員は、自動的にML登録を行う。

JABA-MLの構築は総務担当常任理事の任務でしたが、その運用は広報担当常任理事(新設)および広報委員会により行われます。今後とも、JABA-MLによる学会情報の適時・的確な発信、学会財政対策、部会情報の共有化等に一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

「学会ニュース」による最後のお願いとなりますが、MLに未だ登録されていない会員各位には、下記アドレス宛て、【件名】に「氏名・所属」のみ入力し、ご送信ください。当方にてML登録いたします。よろしくお願い申し上げます。

ML@keiei-gakkai.jp

(総務担当常任理事 田淵泰男)

13. 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会への参画について

本学会として人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会に参画するという理事会案が承認されました。

[3] その他の報告事項

1. 日本経営学会第92回大会を終えて

日本経営学会第92回大会は、2018年9月5日(水)から9月8日(土)まで、新潟国際情報大学を会場に開催された。今回は日本海側では初となる大会であり、約400名の会員の皆様に参加頂き、盛会のうちに終えることができた。参加頂いた会員の皆さまにはこの場を借りて厚く御礼申し上げたい。なお、大会の報告初日の6日に起こった北海道胆振東部地震の影響で、自由論題で予定されていた若干名の先生方のご報告が叶わなかった。この点はとても残念であった。

さて今大会の統一論題は「日本的経営の現在－日本的経営の何を残し、何を变えるか－」というタイトルが掲げられた。日本的経営は、本学会でも過去に何度も統一論題として取り上げられてきた関心の高いテーマである。ところが近年は積極的に取り上げられることがほとんどなくなっていた。グローバリズムの進展など、企業経営をめぐる内外の環境が大きく変化する中で、はたして日本的経営は生き残っているのか。日本的経営の現在を見据え、今後を展望してみようというのが今回の統一論題の趣旨である。

統一論題は3つのサブテーマに分かれて報告がなされた。テーマ全般に関わる基調報告(勝部)に続いて、サブテーマ①では「日本的経営とは何だったのか?」が論じられた。池内報告は「家」論に基づく日本の経営論、片岡報告は一般性と特殊性を備えた歴史的存在としての日本の経営論、佐藤報告は文化相対主義に基づく「日本型経営」論と、それぞれの立場から日本の経営の本質をどう把握するのかが論じられた。サブテーマ②は「日本的経営の何を残し、何を变えるのか?」を問うことで、日本の経営の今後を展望しようとするものである。上林報告はグローバル資本主義の浸透による日本の経営の消滅、黒田報告は自己責任とフレキシブル化による人事労務管理の「危機」「放棄」、咲川報告は伝統的な経営(チームワーク、信頼関係、強い文化など)を残しながらの競争的、市場型のシステムへの変化、といった主張が展開された。最後のサブテーマ③では「日本の『会社主義』はどうなるのか?」が取り上げられ、ガバナンス論を中心に株式会社としての日本企業の在り方が議論された。市古報告は従業員共同体の特徴の残存と変容、個別企業に見られる多様性、小松報告は生産企業体的な企業観に立った「企業主体」の制度化の提唱、ヴァルデンベルガー報告はドイツ企業と比較しての日本の経営の問題(特に経営者の内部昇進制)、が議論された。

3日間の報告を聞いてみると、従来の日本の経営には変化は見られるものの根本的な転換には至っていないとする報告がある一方、日本の経営の終焉を示唆する報告もあり、見方は分かれた。また日本の経営の変化の方向性を是とするもの、逆に現状を否とするもの、あるいは制度の変革を求めるものなど、日本の経営をめぐる評価も多様であった。議論が収斂することはなかったが、変化しつつある日本の経営の「現在」が如何なるものかかなり浮き彫りになったように思われる。何れの報告も力のこもったものであり、興味深い内容であった。幸いにフロアーからの質問・意見も活発に出された。個人的にはシンポジウムがあればさらに面白かったのではないかと思われた。日本の経営の動向には今後とも是非注目していきたい。

この度の統一論題の報告者、討論者、司会者の先生方には大変お世話になった。特に、ミュンヘン大学のヴァルデンベルガー先生(Dr.Franz Waldenberger)は非会員であるが参加をお願いし、流暢な日本語で報告して頂いた。ドイツとの比較には示唆を受ける点が多々あった。記して感謝申し上げたい。

それから今大会では特別講演が企画された。「新潟企業のカー地域との共存とグローバル展開」と銘打って、新潟を代表する企業4社の経営者の皆さん(田中通泰氏:亀田製菓(株)、中山輝也氏:(株)キタック、玉川基行氏:(株)玉川堂、葉葺正幸氏:(株)和僑商店)にご登壇いただいた。これらの企業はいわば新潟の「元気企業」であるが、経営者の皆さんの講演はいずれも興味深く飽きさせない内容であった。そしてお話から共通して看取できたのは、いずれの企業においても経営者の皆さんの事業への強い信念と地元への拘りがあることであった。この講演会は地元の市民の皆さんにも公開された。ご多忙な中、ご講演頂いた経営者の皆さんには心より感謝申し上げます。

また大会では自由論題(英語セッションも含む)の報告、ワークショップなどが行われ、参加者との質疑応答が熱心に行われ盛会であった。

最後になったが、周到な準備のもと、開催校として大会運営にあられた実行委員長・小林満男先生、また佐々木桐子先生をはじめとする実行委員会(他大学の先生方にも加わって頂いた)の先生方、学生スタッフの皆さんには衷心より御礼申し上げます。

(プログラム委員長 勝部伸夫)

2. 平成29年度日本経営学会賞の審査結果報告

学会賞審査委員会【田淵泰男(審査委員長);〔東側〕渡部直樹(副委員長)、小松章、小阪隆秀、高橋公夫、井上善海、〔西側〕今田治(副委員長)、廣瀬幹好、三輪卓己、涌田幸宏、浦野恭平;以上HP掲載順】は、平成29年度の日本経営学会賞について、丁寧かつ厳正な審査を行いました。

「著書部門」につきましては、所定の推薦期間において、推薦された著書がないことを確認の上、平成29年度は該当著書無しという結果になりました。

「論文部門」につきましては、平成29年1~12月に刊行された『日本経営学会誌』第38号および第39号に掲載された論文の内、著者の年齢基準(刊行時45歳以下)を満たした9論文が、審査対象論文となりました。審査においては、第1次および第2次の2段階審査を慎重に行った結果、加藤崇徳会員の論文「技術多角化と技術の時間軸」(『日本経営学会誌』第38号掲載)が、平成29年度「論文部門」の受賞論文に選定されました。

上記の結果は、常任理事会・理事会の承認を経て、第92回大会の会員総会(平成30年9月6日、新潟国際情報大学)において発表し、受賞者の加藤崇徳会員に表彰楯が百田義治理事長より贈呈されました。また、「学会賞セッション」(9月8日)において、審査委員長(田淵)から受賞者と受賞論文が紹介された後、加藤崇徳会員による記念講演が行われました。加藤崇徳会員には、受賞者挨拶をご寄稿(下記)いただきましたので、併せてご高覧ください。

審査委員各位には真摯な審査へのお取り組み並びに多大なご尽力を賜りましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

(日本経営学会賞審査委員会・前審査委員長 田淵泰男)

[平成 29 年度日本経営学会賞「論文部門」受賞挨拶]

このたびは、日本経営学会賞の栄誉を賜りましたこと誠に身に余る光栄と感じています。審査委員長の田淵先生をはじめ、審査いただきました先生方には心より御礼申し上げます。

本論は、「技術の時間的次元」が企業経営に与える影響を定量的に検証したものです。より具体的には、技術変化速度に焦点を当て、技術変化のスピードが速い技術領域と遅い技術領域が混在しているような技術多角化を行うと、企業業績が悪化するという関係を検証しました。国際化のような「空間的次元」と比較して、「時間的次元」は扱いにくい概念です。それを特許や財務データを用いて定量的に検証できるよう測定尺度を構築していく点に、本論の特徴があったように思います。

昨年度に茨城大学へ着任し、研究者としてのキャリアが始まりました。スタートの時期に大変栄誉ある賞をいただくことができ、励まされるような思いです。これを励みとして、もう一回り大きな研究者となれるよう精進してまいります。

最後になりましたが、学部時代よりご指導いただいた一橋大学の沼上幹先生をはじめとして、お世話になった多くの方々にお礼申し上げることで受賞の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(平成 29 年度日本経営学会賞「論文部門」受賞者 加藤崇徳)

3. 機関誌編集委員会からのお知らせ

2016-2017 年度は中瀬哲史（常任理事）が機関誌編集委員長、加藤志津子（常任理事）が機関誌編集副委員長を務めました。2018 年度は加藤が委員長、中瀬が副委員長となります。それに伴い、投稿先が下記のように変更となります。『日本経営学会誌』の投稿規定につきましては、日本経営学会 HP をご覧ください。

2018 年 10 月 1 日付で『日本経営学会誌』第 41 号を発行しました。著者、査読者、編集委員の皆様には感謝申し上げます。

2017 年 1-12 月の論文投稿、審査、採択の状況は次のとおりです。投稿論文数は 40 本、うち採択論文数は 12 本、平均審査日数は 152 日でした。

2017 年 3 月以降、『日本経営学会誌』は J-STAGE に公開されております。現在は、発行後 1 年を待って J-STAGE に公開することになっております。最近 1 年間のアクセス数（全文 PDF）は下記のとおりです。掲載論文著者の方で、ご自身の論文へのアクセス状況を知りたい方は加藤にお問い合わせください。

会員の皆様には、いっそう積極的に投稿していただくとともに、J-STAGE を利用して『日本経営学会誌』掲載論文を広く活用していただくようお願いいたします。

(機関誌編集委員会委員長 加藤 志津子)

J-STAGE における「日本経営学会誌」へのアクセス統計

年月	総記事		第 37 号記事	
	記事数 (掲載号)	アクセス数 (全文 PDF)	記事数	アクセス数 (全文 PDF)
2017 年 9 月	605 (1-36 号)	1389		
2017 年 10 月	617 (1-37 号)	2236	12	250
2017 年 11 月	617 (1-37 号)	2587	12	205
2017 年 12 月	617 (1-37 号)	1542	12	117
2018 年 1 月	617 (1-37 号)	1527	12	181
2018 年 2 月	617 (1-37 号)	943	12	97
2018 年 3 月	617 (1-37 号)	1052	12	125
2018 年 4 月	617 (1-37 号)	1552	12	168
2018 年 5 月	617 (1-37 号)	1970	12	192
2018 年 6 月	617 (1-37 号)	2366	12	182
2018 年 7 月	617 (1-37 号)	2425	12	163
2018 年 8 月	617 (1-37 号)	1719	12	189
2018 年 9 月	617 (1-37 号)	1817	12	238
計		23125	12	2107

投稿先 (2018 年 9 月より)
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学研究棟 606 加藤 志津子 03-3296-2048

注) 記事数には、論文、書評だけでなく、目次、編集後記も含む。

4. 機関誌編集委員について

2022 年 9 月大会までの機関誌編集委員は、以下の 16 名（東西 8 名ずつ）となります。（五十音順・敬称略）

東日本：井上真由美、大森信、竹内規彦、竹内竜介、谷口勇仁、長山宗広、水野由香里、三和裕美子

西日本：阿辻茂夫、小沢貴史、木野龍太郎、中道一心、庭本佳子、三崎秀夫、宮本琢也、三輪卓己

(国際担当常任理事 石井真一)

日本経営学会第 93 回大会 CFP 等の案内

自由論第報告者をCFP方式で募集します

各部会推薦により自由論題報告者を決定する方式とは別に、各会員の自発的応募によりプログラム委員会が自由論題報告者を審査選考する方式を採用しています(いわゆるコールフォーペーパー: CFP 方式です)。一般会員はいうまでもなく、とくに大学院生会員に対して報告機会を拡充することを意図しております。約 35 名を CFP 方式にて選考します。ふるってご応募下さい。本年度も、昨年同様英語セッションを行ないたいと考えております。自由論題報告に英語でお申し込みいただいた場合、英語セッションとして取り扱うようにさせていただきます。自由論題への英語発表の申込みを歓迎いたします。

[募集要項]

- 1) 設定報告者数 一般会員：20 名程度 大学院生会員：15 名程度
合計 35 名程度を目安とします。
- 2) 報告討論時間 一報告につき、一般会員：報告 25 分+質疑 15 分=40 分
大学院生会員：報告 15 分+質疑 10 分=25 分
(ただし、会場設定の都合等を考慮して、大学院生会員の中から一般会員枠での発表に変更される可能性があることを予めご了解ください。変更をお願いする場合には、事前にプログラム委員会から報告者にご連絡を差し上げます。)
- 3) 報告申込の締切り 2019 年 5 月 13 日 (月)
- 4) 応募申込方法
* CFP の共同報告の場合には、報告申込時点で全員が会員であることが必要です。
* 電子メールでのやりとりとさせていただきます。下記のようにお願いします。
A4 サイズ用紙 1 枚に、①氏名、②所属 (現職・職位)、③報告テーマ、④報告要旨 (問題意識・論点・視点・主たる知見等、1,200 文字以内)、⑤e-mail アドレスを明記し、添付書類にて提出して下さい。ただし、提出するファイルは、マイクロソフト・ワードか PDF に限ります。なお、プログラム委員会事務局にメール送付後、必ず受領確認のメールを確認して下さい。また、通常使うメール・アドレスからの送信をお願いします。
- 5) 諾否審査の通知
諾否審査の通知については、プログラム委員会にて審査・選考し、5 月末日までに決定して、電子メールにて通知致します。なお、執筆要項は、諾否審査の後、お知らせいたします。
- 6) 報告要旨集原稿の締切りと提出方法
 - ① 締切り : 2019 年 6 月 28 日 (金) 必着
 - ② 提出方法: 報告要旨集原稿は、メールに添付し、日本経営学会第 93 回大会 (2019) 専用 email アドレス: jaba93th2019@gmail.com までお送りください。許諾の通知から原稿提出の締切りまで極めて短期間です。その点をあらかじめご理解いただきご応募下さい。

2018 年 9 月 6 日開催の会員総会において、第 92 回大会を最後に「WEB 版経営学論集」の廃止が決定しました。したがって、第 93 回大会より自由論題報告 (英語セッションを含む)、ワークショップ報告は「報告要旨集」に掲載したものが報告記録として保存されることとなります。ご注意ください。

ワークショップの報告者を募集します

- 1) 設定件数 2件程度
- 2) 応募申込の締切り 2019年4月8日(月)
- 3) 応募申込方法

電子メールでのやりとりとさせていただきます。下記のようにお願いします。

A4サイズ用紙1枚に、①氏名、②所属(現職・職位)、③報告テーマ、④報告要旨(問題意識・論点・視点・主たる知見等、1,200文字以内)、⑤e-mailアドレスを明記し、添付書類にて提出して下さい。提出するファイルは、マイクロソフト・ワードかPDFに限ります。なお、プログラム委員会事務局にメール送付後、必ず受領確認のメールを確認して下さい。また、通常使うメール・アドレスからの送信をお願いします。

(4) 諾否審査の通知

諾否審査の通知については、プログラム委員会にて審査・選考し、5月末日までに決定して電子メールにて通知致します。

ペーパー展示会の参加を募集します

論文の抜刷やワーキング・ペーパーによる大会参加を募集します。会員が事前に掲示希望の届けをすれば、論文の抜刷やワーキング・ペーパーを自由に持ち込んで掲示・配布することができます。

ただし、設定件数に制限はありませんが会場設営等の都合もありますので、希望者は2019年6月28日(金)までに、日本経営学会第93回大会(2019)専用emailアドレス:jaba93th2019@gmail.comまでお申し込みください。

各種申込先・問合せ先

日本経営学会第93回(2019)大会プログラム委員会事務局

<問合せ先アドレス>

日本経営学会第93回大会(2019)専用emailアドレス:jaba93th2019@gmail.com

<問合せ先住所>

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学社会学部社会学科 上野恭裕

事務連絡事項

*会員情報の変更届に関するお願い

勤務先機関や住所など会員情報に変更がある場合には、日本経営学会ウェブサイト(<http://keiei-gakkai.jp>)から会員情報変更届(excel)をダウンロードいただき、ご記入の上、jaba@keiei-gakkai.jpまで添付ファイルにてお送り頂くか、学会事務局までご郵送下さい。

*日本経営学会ウェブサイトでは、学会に関するあらゆる情報(大会案内、各部会例会案内、入会資格・申込み用紙、学会ニュースなど)を掲載しておりますので、是非ご確認下さい。年2回発行の学会ニュースではカバーできない急ぎの事項も随時掲載いたしますので、折にふれてご確認いただければ幸いです。

*シニア会員制度

資格を満たす会員でシニア会員への変更を希望される方は、事務局までご連絡下さい。なお、シニア会員がその年の会費を期日までに納めていない場合は、シニア会員の資格を失うことが常任理事会で決定されていますので、ご注意下さい。

*学会費について

日本経営学会の学会費は、2018年9月現在、一般会員10,000円、シニア会員5,000円です。会費納入に関する口座番号等の情報につきましては学会ウェブサイト「会費納入について」をご覧ください。

(事務所幹事 島貫智行・藤原雅俊)

〒162-0808 東京都新宿区天神町78
日本経営学会事務所
担当 小宮山恵美子
TEL・FAX: 03-3267-0200
jaba@keiei-gakkai.jp

2007年9月6日施行

2017年8月31日改正

2018年9月6日改正

日本経営学会倫理綱領

I. 趣旨

日本経営学会を取り巻く環境が様々な面で急速に変化しているが、そのひとつは、研究および教育にかかわる倫理の向上が社会から強く要請されていることである。こうした社会の要請に応えるために、日本経営学会は「日本経営学会倫理綱領」を制定し、会員の研究活動、教育活動およびその他の学会活動にかかわる行動規範を明確にし、学会として倫理性の向上を目指すこととする。会員は、会員としてまた社会の一員として、「日本経営学会倫理綱領」を遵守しなければならない。

以下の「II. 行動原則」は、会員のすべての活動の基礎となるべき根本原則であり、次の「III. 行動規範」は、「行動原則」の精神をより具体的に規定したものであり、これもまた誠実に遵守されるべきものである。

すでに日本経営学会には、1926年（大正15年）の創立のさいに制定され、その後改正、改定をみた「日本経営学会規則」が存在している。「日本経営学会規則」と「日本経営学会倫理綱領」との関係は、前者は本学会の目的および活動を規定するものであり、後者は個々の学会員が、会員としてまた社会の一員として、守らなければならない行動規範である。

会員は、この「日本経営学会倫理綱領」が時代の変化とともに、より高い倫理性をめざして、絶えず検証され、必要に応じて修正されるものであることを認識しておくべきである。

II. 行動原則

1. 会員は、研究活動、教育活動およびその他の学会活動において、法令を遵守するだけでなく、研究者の良心に従って、誠実に行動しなければならない。
2. 会員は、公正かつ誠実に自己の職務を遂行することにより、社会から信頼と尊敬を得よう努力しなければならない。
3. 会員は、すべての人々の基本的人権を尊重しなければならない。会員は、国籍、民族、思想信条、性別、年齢、出自、ハンディキャップ等を理由として、個人および団体を差別してはならない。
4. 会員は、いかなる場合においても職務上の権限を濫用してはならず、また、他者の人格や尊厳をそこなってはならない。

III. 行動規範

1. 研究活動にかかわる行動規範

- 1-1. 会員は、研究活動を通じて、真理の探究と知の開拓に努めなければならない。
- 1-2. 会員は、会員にふさわしい研究能力ならびに学問上の見識を兼ね備えるよう努めなければならない。
- 1-3. 会員は、研究活動において、他者の人格を尊重しなければならない。
- 1-4. 会員は、研究の過程で得られたデータのねつ造および改ざんをしてはならない。
- 1-5. 会員は、他者の研究成果を剽窃してはならない。
- 1-6. 会員は、二重投稿（他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること）、不適切なオーサーシップ（論文著者を適切に公表しないこと）を行ってはならない。
- 1-7. 会員は、他者から委託された研究費の不正使用ならびに虚偽の申告をしてはならない。
- 1-8. 会員は、差別語ならびに差別表現を使用してはならない。
- 1-9. 会員は、研究の過程で知り得た未公開の内部情報を利用して「インサイダー取引」にかかわってはならない。

2. 研究成果の公開にかかわる行動規範

- 2-1. 会員は、研究成果を公開することによって、社会との建設的なコミュニケーションを図らなければならない。
- 2-2. 会員は、研究成果の公開にさいして、科学者として公正中立な立場を保持しなければならない。
- 2-3. 会員は、有償または無償で受託研究およびコンサルティング活動をするさい、会員もしくは会員が所属する組織と委託者とのあいだで取り交わされる公正な契約書の規定に従って、コンサルティング活動を行うだけでなく、本綱領を遵守しなければならない。
- 2-4. 会員が研究の過程で知り得た内部情報が社会公共の利益を損なうと判断された場合には、本綱領に基づいて適切に行動しなければならない。

3. 教育にかかわる行動規範

- 3-1. 会員は、教育に携わる者として、対象となる者の人格を尊重しなければならない。
- 3-2. 会員は、教育の対象となる者にたいして権力の濫用となるパワー・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
- 3-3. 会員は、教育の対象となる者にたいしてセクシャル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
- 3-4. 会員は、教育の対象となる者の人格を傷つけるモラル・ハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。

IV. 倫理委員会の設置

1. 本綱領を施行するため、理事会は、常任理事1名を倫理担当役員とし、その者を委員長とした、理事7名より構成される倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会は理事会に対し、①会員の適正なる倫理観を涵養し、本綱領に反する行為の発生を未然に防止するための諸措置を提言し、②本綱領に反する疑いのある行為の事案が発生した場合には、当該事案に係る事実関係を調査し、その結果を報告する。
3. 倫理委員会は、前項②における調査を行うに当たって、別に定める「日本経営学会倫理違反事案取扱規程」に従うものとする。

V. 附則

1. 本綱領は、2007年9月6日より施行する。
2. 本綱領は、日本経営学会理事会の議を経て会員総会の過半数をもって変更することができる。

以上

日本経営学会倫理違反事案取扱規程

2018年9月6日制定

1. (趣旨)

本規程は、日本経営学会倫理綱領に定める行動規範への重大な違反行為の疑惑が会員に関して生じたときの、学会としての取り扱いについて定めるものである。

2. (通報の受付)

学会内外から学会に対して、会員の重大な倫理違反行為に関する通報があった場合、倫理委員会委員長（倫理担当常任理事）が通報者名、被通報者名、倫理違反行為の内容等を確認の上、受け付けるものとする。原則として顕名による通報のみを受け付けることとするが、匿名による通報、報道機関による報道、インターネット上での指摘も、その内容が具体的かつ合理的と思われるときには、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

3. (予備調査)

通報を受け付けた場合、倫理委員会委員長は速やかに理事長に報告する。理事長は本調査実施の必要性の有無を決定するために、原則として倫理委員会委員長に予備調査を指示する。倫理委員会委員長が被通報者あるいは被通報者の関係者である場合は、理事長は他の倫理委員会委員に予備調査を指示する。調査を指示された倫理委員会委員長（または倫理委員会委員）は予備調査の開始日から原則として30日以内に予備調査結果を理事長に報告する。

理事長は、予備調査結果に基づき本調査を実施するか否かを決定し、被通報者に通知する。

4. (本調査)

理事長は、予備調査結果に基づき本調査実施を決定した場合、倫理委員会に本調査を指示する。倫理委員会は、必要に応じて別に調査委員会を設置することができるが、調査委員会は、倫理委員会構成員をその長とし、会員数名より構成され、その構成について理事長の承認を得ていることを要する。また、倫理委員会（または調査委員会）は、必要に応じて非会員の専門家をオブザーバーとして招いて調査に従事させることができる。被通報者ならびに被通報者の関係者は、本調査に加わることができない。本調査に当たって、被通報者は弁明の機会を与えられる。

5. (認定)

倫理委員会は調査結果を取りまとめ、理事長に報告する。理事長は、調査結果に基づき重大な倫理違反行為の有無について認定を行い、通報者ならびに被通報者に通知する。

6. (不服申立)

通報者ならびに被通報者は、通知を受けた日から14日以内に理事長に対し不服申し立てをすることができる。不服申し立てがあった場合、理事長は必要に応じて倫理委員会に再調査を指示する。

7. (公表、処分、是正措置等)

最終的に重大な倫理違反行為があったと認定された場合、理事長は理事会にそれを報告する。理事会は当該倫理違反行為の公表、違反者の処分、ならびに是正措置の必要性を検討し、理事長はそれに基づき必要な措置を講ずるものとする。

8. (改廃)

本規程の改正と廃止は、理事会の決定による。

9. (施行)

本規程は 2018年9月6日より施行する。